

## 京都華頂大学動物実験規程

### (目的)

第1条 この規程は、京都華頂大学（以下「本大学」という。）における動物実験の計画及び実施に関する事項を定めることにより、別記した関連指針等の提示等を踏まえ、動物実験が科学的かつ動物愛護、環境保全及び安全確保の観点から適正に行われることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本大学において行われるすべての動物実験に適用する。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験とは、動物を教育又は試験研究の用に供することをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験のため、本大学で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験計画とは、動物実験の実施に関する計画をいう。
- (4) 動物実験実施者とは、動物実験を実施する者をいう。
- (5) 動物実験責任者とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

### (動物実験委員会の役割)

第4条 動物実験に関し、個々の動物実験計画が適正であるか否かの審査、本規程の適正な運用その他動物実験に関する審議等は、本大学学長の指示及び統括の下に、別に定める動物実験委員会が行う。

### (動物実験計画の承認)

第5条 動物実験責任者は、動物実験の前に動物実験計画書を申請し、動物実験委員会の審査を経て、本大学学長の承認を得なければならない。

2 動物実験計画書等の様式は、別に定める。

### (動物実験計画の実施の結果)

第6条 動物実験責任者は、動物実験計画の実施の結果を本大学学長に報告し、本大学学長はこの報告について動物実験委員会の意見を聞き、必要に応じて適正な動物実験の実施のための改善措置を講じなければならない。

### (動物実験等の実施)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施しなければならない。

(1) 適正な動物実験等の方法の選択

次に掲げる事項を踏まえ、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

ア 代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

#### イ 使用動物数の削減

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があること。

#### ウ 苦痛の軽減

動物実験の実施に当たっては、別記の関連指針等の提示等を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によること。

#### (2) 動物実験等の施設及び設備

適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること。

2 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験が実施される場合には本大学学長は、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

(1) 物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験を実施する際には、関係法規に従うことはもとより、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。

(2) 飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮すること。

(3) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験を実施する際には、関係法規に従うことはもとより、本大学の施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

(実験動物の飼養及び保管)

第8条 動物実験を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、別記の関連指針等の提示等を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施しなければならない。

(教育訓練等の実施)

第9条 本大学学長は、動物実験委員会の意見を聞いて、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下「動物実験実施者等」という。）に対し、動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者の資質向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

(自己点検・評価及び検証)

第10条 本大学学長は、動物実験委員会の意見を聞いて、動物実験の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、動物実験の本規程への適合性に関し、自己点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、本大学以外の者に

よる検証を実施することに努めなければならない。

(情報公開)

第11条 本大学学長は、動物実験委員会の意見を聞いて、本大学における動物実験に関する情報（本規程、動物実験に関する点検及び評価、本大学以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）を、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、動物実験委員会の意見を聴取し京都華頂大学評議会の議を経て、本大学学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別 記

- 1 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日 文部科学省告示第71号）
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年 法律第105号）
- 3 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年 環境省告示第88号）